

伝統文化未来共創 Project 運営本部 運営規約

第 1 条(会の目的)

本会は、日本の伝統文化の活動を支援し、その価値を世界と次世代へと伝え、継承することを円滑に行うための活動を行うことを目的とする。

第 2 条(名称)

本会の名称を、「伝統文化未来共創 Project 運営本部」とする。

第 3 条(設立日)

本会の設立日を、令和6年2月 11 日とする。

第 4 条(事務局)

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする。

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-13-19-406

一般社団法人 全日本伝統文化後継者育成支援協会内「伝統文化未来共創 Project 運営本部」 代表理事 木村麻子

第 5 条(会計)

本会の会計を以下が担当する。

〒410-0022 静岡県沼津市大岡 984-1

イワサキ経営グループ内「伝統文化未来共創 Project 運営本部」 担当 吉川正明

第 6 条(会員)

この会は、第1条に係わる関係者をもって会員とする。

第 7 条(役員)

この会に次の役員を置く。代表 1 名

第 8 条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第 9 条(運営)

本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第 10 条(余剰金の分配)

本会は、剰余金の分配を行うことが出来ない。なお、解散時の残余財産は、一定の公益的な団体に贈与する。

第 11 条(規約改正)

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

附則

- この規約は、伝統文化未来共創 Project 運営本部設立日である令和6年2月11日より施行する。
- この規約の変更は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する。

規約改定日 令和7年1月1日

改定内容 第4条 事務局について

第5条 会計について